

環境省告示第五十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関連政令の整理に関する政令（平成二十三年政令三百六十四号）の施行に伴い、並びに振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和五十一年十一月環境庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣 細野 豪志

第一条中「又は振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）第五条に規定する市の長」を「（市の区域内の区域については、市長。）」に改める。

第二条中「市町村」を「町村」に改める。